

八尾市監査基準実施要領

1 監査基準の目的（監査基準第1条）関係

監査等の目的を果たす一環として、監査委員は、監査等の対象部局に対して、改善や修正を行うよう指導的機能を発揮することが求められる。

2 監査、検査、審査その他の行為の目的（監査基準第2条）関係

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項から第16項までの趣旨に則り監査等を実施することが、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、「市民の福祉の増進に資する」ことにつながることを、改めて本市監査基準に規定することとする。

【参考】地方自治法の関係条文

- ・地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（法2条⑭）
- ・地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。（法2条⑮）
- ・地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。（法2条⑯）
- ・監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。（法199条③）

3 監査等の範囲及び目的（監査基準第3条）関係

経済的、効率的かつ効果的な監査等の実施についての留意点は、以下のとおりとする。

- (1) 財務監査及び行政監査については、法第199条第3項において、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならないと規定されていることから、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについても監査することが求められる。

有効性の観点から、各施策や事務事業について、PDCAサイクルのシステムが適切に機能しているかを監査することとする。

【参考】PDCAサイクルを確認する資料例

- ・実施計画、分野別計画等

- (2) 決算審査については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査することに加え、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査することとする。
- (3) 監査等以外の監査についても、可能な範囲で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて監査することが求められる。

【参考】

- ・経済的…より少ない費用で実施すること。
- ・効率的…同じ費用でより大きな成果を得ること。
費用との対比で最大限の成果を得ること。
- ・効果的…所期の目的を達成していること。
効果を挙げていること。
市民サービスの向上に有効に活用されていること。

【参考】法令の規定により監査委員が行うとされている監査、審査、検査その他の行為及びその根拠法令条項

○監査等（監査基準第3条①）

- ・財務監査（法199条①）
- ・行政監査（法199条②）
- ・財政援助団等監査（法199条⑦）
- ・決算審査（法233条②、地方公営企業法30条②）
- ・例月現金出納検査（法235条の2①）
- ・基金運用審査（法241条⑤）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律3条①、22条①）

○その他の監査（監査基準第3条②）

- ・住民の直接請求に基づく監査（法75条③）
- ・議会の請求に基づく監査（法98条②）
- ・市長の要求に基づく監査（法199条⑥）
- ・住民監査請求による監査（法242条⑤）
- ・市長又は企業管理者からの請求による職員の賠償責任に関する監査（法243条の2の2③、地方公営企業法34条）

- (4) 議会は、住民監査請求があつた後に、当該請求に関する損害賠償請求等の放

棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。（法242条⑩）

この意見の決定は、監査委員の合議によることとし、決定に当たっては財務会計行為の性質、市長又は職員の帰責性の程度、当該権利の放棄による影響等を考慮することが求められる。

4 倫理規範（監査基準第4条）関係

自己研鑽の機会として開催される全国都市監査委員会、近畿地区都市監査委員会、大阪府都市監査委員会、河内南都市監査委員会等による研修会については、年間監査計画に定めることとする。

【参考】地方自治法の関係条文

- ・ 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。（法197条の2②）
- ・ 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならない。（法198条の3①）
- ・ 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。（法198条の3②）

5 質の管理（監査基準第5条）関係

- (1) 監査に求められる質を確保するため、監査等の全ての過程において監査事務局（以下「事務局」という。）の職員を監査委員が合議により適切に監督し、指導することとする。
- (2) 監査調書等は、八尾市文書取扱規程（平成7年八尾市訓令第7号）に準じて保存することとする。

6 年間監査計画等（監査基準第6条）関係

- (1) 財務監査は、定期監査（法199条④）又は随時監査（法199条⑤）として実施することとする。
- (2) 監査対象は、次のとおりとし、計画的に実施することとする。
 - ・ 定期監査の対象は、部局を単位とする。
 - ・ 財政援助団体等監査の対象は、対象団体選定基準に基づき抽出した団体のう

ち、定期監査対象部局の所管する団体とする。

- (3) 監査等の着眼点は、全国都市監査委員会が定める都市監査基準の監査等の着眼点によることとする。
- (4) 各計画は、把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて、適宜、計画を修正することとする。

7 リスクの識別等（監査基準第7条）関係

- (1) 効率的かつ効果的に監査等を実施するために、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、リスクが高い事務事業に監査資源を配分することが求められる。
- (2) リスクの識別は、過去に実施した監査の結果や他市におけるリスク事案等の情報に基づいて、リスクの量的重要性（当該リスクの発生可能性や与える影響）及び質的重要性（行政に求められる信頼性や公平性、市民の安全の確保等）の観点から、重点項目を検討することとする。
- (3) 定期監査にあつては、各監査対象部局に共通するリスクについて年間監査計画の策定の際にその識別を行い、当該年度における重点項目を検討することとし、新たなリスクや各監査対象部局に係る固有のリスクが検出された場合にあっては、その都度、重点項目を検討することとする。この場合において、必要に応じ年間監査計画又は実施計画を変更するものとする。

8 監査等の実施手続（監査基準第8条）関係

- (1) 監査等の手続は、試査又は精査によることとする。
- (2) 効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、必要に応じて手法を選択することとする。

【参考】手法について

- ・実査…事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証すること。
- ・立会…主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して妥当性を確かめること。
- ・確認…事実の存否について、当該事項に関係する外部の第三者の証明書等の証拠をもって確認すること。
- ・証憑突合…資産、負債、取引や事象が正しく記載されていることを、その根拠となる資料等で確かめること。

- ・ 帳簿突合…帳簿を相互に照合して、正しく転記されていることを確かめること。
- ・ 計算突合…記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめること。
- ・ 分析的手続…事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別等に分析して異常の有無を確かめること。
- ・ 質問…事実の存否又は問題点等について、監査対象部局の職員等に質問して、回答又は説明を求めること。
- ・ 観察…他の者が実施するプロセスや手続を確かめること。
- ・ 閲覧…紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめること。

【参考】公金収納に係る定期監査の実施手続の流れ

- ① 事務局が事前監査調書に基づき、フロー図による事務の流れ、事務量等を監査対象部局に対し事前ヒアリングする。
 - ② 監査委員は①の内容の報告を受け、リスクの識別をする。
 - ③ 事務局は②に基づき、監査を実施する。
 - ④ 監査委員は、事務局から③の結果の報告を受け、監査講評を決定する。
- (3) 監査の結果の正当性を確認するため、原則として、監査の結果に関する報告の決定前に、弁明を聴取することとする。
- (4) 特に監査対象部局に伝えておく必要があると判断した事項は、監査講評時に監査対象部局長に対し文書によって通知することとする。

9 報告の聴取（監査基準第9条）関係

会計管理者又は企業管理者が自ら定期的に行う検査の結果について、報告を求めることとする。

【参考】根拠法

- ・ 指定金融機関等に対する検査の結果の報告（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）168条の4③、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）22条の5③）
- ・ 指定公金事務取扱者に対する検査の結果の報告（法243条の2⑩）

【参考】検査結果の報告の例

- ・ 収納代理金融機関の収納検査（10月・3月）
- ・ 八尾市指定金融機関及び指定代理金融機関出納検査（11月）
- ・ 八尾市公共下水道事業会計出納取扱金融機関の出納検査（11月）
- ・ 八尾市立病院出納取扱金融機関の出納検査（隔年11月）
- ・ 公金収納用つり銭等の適正管理に伴う検査（1月）

- ・ 公金等収納事務受託者の収納検査（１月）
- ・ 八尾市指定公金事務取扱者の公金事務の状況検査（２月）

10 各種の監査等の有機的な連携（監査基準第10条）関係

監査の実務上、「決算審査」、「例月現金出納検査」、「定期監査」等は、法律上は目的に応じて区別されているが、その目的や手続等において関連する部分があるため、相互に連携して行うことにより、効率的な監査を行うことが求められる。

- (1) 例月現金出納検査において検出した課題等を、定期監査においてリスクを識別する情報として活用する。（例月現金出納検査と定期監査との連携）
- (2) 公営企業会計における決算整理は、現金の動きがないことから例月現金出納検査の対象ではないが、決算において重要な手続であることから、例月現金出納検査の一環として決算までに検査を行う。（決算審査と例月現金出納検査との連携）

11 監査専門委員の選任（監査基準第11条）関係

- (1) 監査専門委員制度（法200条の2）は、多様化する監査の専門性に迅速かつ効率的に対応するため、監査に必要な専門性を補完するもので、監査専門委員を設置する必要があると認める場合は、監査専門委員の選定及びその任期等を監査委員会において決定することとする。
- (2) 代表監査委員による監査専門委員の選任は、委嘱状の交付をもって行うこととする。
- (3) 監査専門委員を選任したときは、その選任された者に対し、守秘義務、法令遵守その他の服務について書面により誓約を求めることとする。
- (4) 監査専門委員に対する調査の依頼は、調査事項、調査期間その他の必要な事項を記載した書面により行うこととする。
- (5) 監査専門委員に対し、依頼した調査の結果は書面により提出を求めることとする。
- (6) 監査専門委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）に定めるところによる。
- (7) 監査専門委員のほか、専門技術的知識を有する者に調査を委嘱（八尾市監査委員条例第7条）して監査又は検査を行うこともできる。

【参考】専門分野の例

分 野	内 容	資 格 等
法律	定期監査や住民監査請求等における法的解釈、判断等その他事案の分析、研究等	弁護士、大学教授、法律分野等の研究者
会計	財政援助団体等監査における財政援助団体等の財務事務の執行について、専門的な視点からの点検、評価、分析等	公認会計士・税理士
情報技術（ＩＴ）	定期監査や行政監査における情報処理システムの「災害や誤謬のリスクからの運用管理」のほか、「不正アクセスからのセキュリティ管理」が有効に機能しているか等専門的な視点からの点検、評価、分析等	システム監査人、ＩＴ専門家、大学教授
建築・土木	工事監査等における工事の設計、積算、契約、施工等について、技術的観点からの調査、評価、分析等	１級土木施工管理技士、１級建築士等建築士、土木・建築分野等の技術士
医療	定期監査、住民監査請求等におけるレセプト、医療記録等について医学的見地からの調査、評価、分析等	医師、大学教授、公衆衛生分野等の研究者

12 外部監査人との連携（監査基準第12条）関係

監査等を実施するに当たっては、外部監査人の監査等の実施に支障を来さないよう、相互の連携を図り、必要に応じ、外部監査人と意見交換を行う等の連携を図ることとする。

外部監査人との間に有効な意思疎通を行い、それぞれの監査結果を活用することにより、監査委員と外部監査人それぞれが担う監査等を効果的かつ効率的に行うことができる。

【参考】包括外部監査人との協議等の内容

- ・事務を補助させる者についての協議（５～７月）
- ・テーマ、日程の協議（６～８月）
- ・契約の締結に係る協議（12～１月）

- ・ 監査結果報告書の受理（１～２月）
- ・ 措置報告（８月、２月）

13 監査等の結果に関する報告の作成及び提出等（監査基準第13条）関係

【参考】根拠法

- ・ 監査の結果に関する報告の提出等（法199条⑨）
- ・ 監査の結果に関する報告に添える意見の提出等（法199条⑩）
- ・ 監査の結果に関する報告に係る勧告の提出（法199条⑪）
- ・ 例月現金出納検査の結果に関する報告の提出（法235条の２③）
- ・ 決算審査に係る意見の提出（法233条③）

14 監査等の結果に関する報告等への記載事項（監査基準第14条）関係

- (1) 監査等の結果に関する報告書は、市民が理解しやすいよう平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めることとする。
- (2) 監査専門委員を選任し、調査を委託した場合は、監査結果報告書の監査等の実施方法に明記することとする。
- (3) 監査に係る監査等の結果には、監査の対象とした事務事業の執行が適正に処理されているかどうかのほか、検出された事項等をその性質等により次のとおり分類して記載することとする。

ア 指摘事項

合規性の観点から是正、改善等を求めるもの

イ 法第199条第10項の規定による意見

当該監査の結果に基づいて本市又は監査の対象部局等の組織及び運営の合理化に資するための意見を述べ、是正、改善等を求めるもの

ウ 総括

監査全体を通じた所感のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から所見、要望等を述べるもの

15 合議（監査基準第15条）関係

【参考】根拠法

- ・ 監査の結果に関する報告の決定（法199条⑫）
- ・ 監査の結果に関する報告に添える意見の決定（法199条⑬）
- ・ 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定（法199条⑭）
- ・ 決算審査に係る意見の決定（法233条④）
- ・ 基金運用審査に係る意見の決定（法241条⑥）

- ・健全化判断比率等審査に係る意見の決定（地方公共団体の財政の健全化に関する法律 3 条②、22条③）

16 監査の結果に関する報告等の公表（監査基準第16条）関係

独任制の趣旨から、監査の結果に関する報告の内容等の公表は、全員の連名とする。

ただし、監査委員が病気等により職務を行い得ない場合又は法第199条の2に規定する直接の利害関係が生ずる場合は、当該監査委員を除く監査委員の連名とする。

17 措置内容の公表（監査基準第17条）関係

- (1) 監査等の実効性を高めるため、監査の結果に関する報告等で提出した事項について、提出の6か月後に1回目の措置状況（未措置のものを含む。以下同じ。）についての報告を求めることとする。
- (2) 措置状況についての報告は、措置の内容等を記載した書面の提出により行わせることとし、併せて、監査委員が必要と認める場合にあっては、当該監査の対象の部局長に対して、その内容等について監査委員会議での口頭による説明を求めることとする。
- (3) 措置状況のうち未措置のものについては、以後、措置済みとなるまで毎年度報告を求め、その状況を把握することとする。
- (4) 措置状況の内容が十分でないと判断する場合には、監査委員が指導的機能を発揮し、監査の実効性を高めるため、必要に応じて監査の対象組織と意見交換等を行うこととする。
- (5) 法第199条第10項の規定による意見に対する対応の状況についても、監査の結果に関する措置状況についての報告の例により、報告及び説明を求めることとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日一部改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日一部改正）

この要領は、令和3年5月28日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日一部改正）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。